

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年4月30日

【発行者名】 HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド
(HSBC Management (Guernsey) Limited)

【代表者の役職氏名】 ビジネス・マネジメント・ヘッド ケイト・チャールズ
(Kate Charles)

【本店の所在の場所】 チャネル諸島、GY1 3NF、ガーンジー、
セント・ピーター・ポート、
セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・ハウス
(Arnold House, St. Julian's Avenue, St. Peter Port,
Guernsey GY1 3NF, Channel Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野春芽
弁護士 橋本雅行

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6888)1000

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 HSBC ユニ・フォリオ
(HSBC Uni-Folio)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド
米ドル・クラス受益証券について、5億アメリカ合衆国ドル(約591億1,500万円)を上限額とする。
ユーロ・クラス受益証券について、5億ユーロ(約736億円)を上限額とする。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)およびユーロの円換算額は、平成26年11月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値(1米ドル=118.23円および1ユーロ=147.20円)による。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年4月30日に半期報告書を提出いたしましたので、平成27年1月30日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また、原届出書の記載事項のうち一部の事項に訂正の必要が生じたのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書の提出に伴う原届出書の訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 管理会社の概要	() 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加・更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
5 その他			(3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。（「5 管理会社の経理の概況」は、訂正内容に該当しないため省略します。）

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

HSBC ユニ・フォリオ(HSBC Uni-Folio)(以下「ユニ・フォリオ」という。)のHSBC トレーディング・アドバ
ンテージ・ファンド(以下「ファンド」という。)の運用状況は、以下の通りである。

(1) 投資状況

(平成27年2月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資信託	ケイマン諸島	39,144,207.48	50.08
	英領ヴァージン諸島	23,018,874.91	29.45
	バミューダ	15,105,925.54	19.32
	ルクセンブルグ	8,786,385.67	11.24
	小計	86,055,393.60	110.09
現金その他の資産(負債控除後)		-7,887,174.11	-10.09
合 計(純資産総額)		78,168,219.49 (約9,323百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(2) 運用実績

純資産の推移

平成27年2月末日までの一年間における各月末のファンドの純資産の推移は、次の通りである。

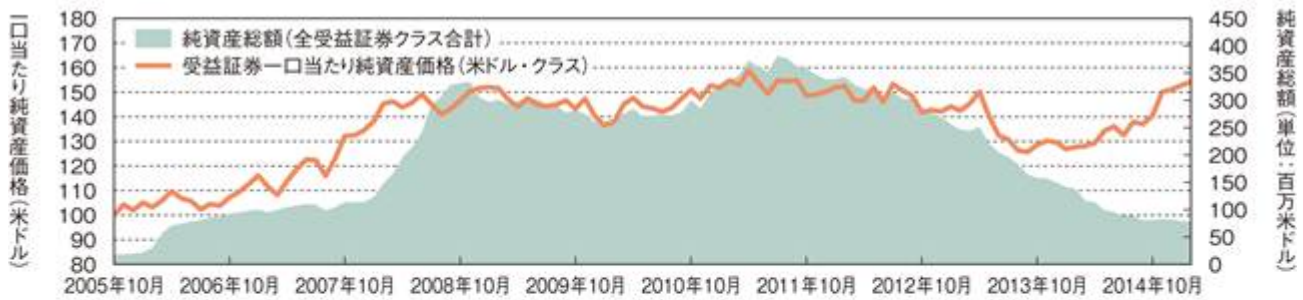
	純資産総額		一口当たり純資産価格		
	千米ドル	百万円	クラス	米ドル/ユーロ	円
平成26年3月末日	116,022	13,838	USD	128.08	15,276
			EUR	115.72	15,466
4月末日	113,235	13,506	USD	129.33	15,425
			EUR	116.86	15,618
5月末日	98,649	11,766	USD	134.26	16,013
			EUR	121.42	16,228
6月末日	95,509	11,391	USD	136.10	16,233
			EUR	123.08	16,450
7月末日	88,550	10,561	USD	132.52	15,806
			EUR	119.80	16,011
8月末日	88,846	10,597	USD	137.93	16,451
			EUR	124.69	16,665
9月末日	80,633	9,617	USD	137.00	16,340
			EUR	123.90	16,559
10月末日	80,580	9,611	USD	140.39	16,744
			EUR	126.98	16,971
11月末日	92,938	11,085	USD	150.07	17,899
			EUR	135.94	18,168
12月末日	82,288	9,814	USD	151.16	18,029
			EUR	137.03	18,314
平成27年1月末日	78,899	9,410	USD	152.75	18,218
			EUR	138.56	18,519
2月末日	78,168	9,323	USD	154.27	18,400
			EUR	139.88	18,695

(注1) 「クラス」欄の「USD」とは、米ドル・クラス受益証券、「EUR」とは、ユーロ・クラス受益証券のことをいう。

(注2) 上記の純資産総額は、千米ドル未満を四捨五入して記載されており、千米ドル未満を切り捨てて記載されている財務書類の数値とは異なる場合がある。

< 参考情報 >

■ 純資産総額および受益証券一口当たり純資産価格の推移

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド(米ドル・クラス)
(2005年10月31日から2015年2月27日まで)HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド(ユーロ・クラス)
(2006年3月31日から2015年2月27日まで)

分配の推移

該当事項なし。

収益率の推移

(米ドル・クラス)

	平成26年2月末日現在の一口 当たり純資産価格 (米ドル)	平成27年2月末日現在の一口 当たり純資産価格 (米ドル)	収益率(%)
平成26年3月1日～ 平成27年2月末日	127.77	154.27	20.74

(ユーロ・クラス)

	平成26年2月末日現在の一口 当たり純資産価格 (ユーロ)	平成27年2月末日現在の一口 当たり純資産価格 (ユーロ)	収益率(%)
平成26年3月1日～ 平成27年2月末日	115.46	139.88	21.15

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 平成27年2月末日現在の一口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 平成26年2月末日現在の一口当たり純資産価格(分配落の額)

< 参考情報 >

■ 年間収益率の推移

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド(米ドル・クラス)



(注1) 収益率(%)=100×(a-b)÷b

a=各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、2015年については、2015年2月末日の受益証券一口当たり純資産価格

b=当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格(分配額の額)

ただし、2005年については、当初申込期間の申込価格(100米ドル)

(注2) 2005年については、運用開始日(2005年10月31日)から2005年12月31日までの収益率。

2015年については、2015年1月1日から2015年2月末日までの収益率。

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド(ユーロ・クラス)



(注1) 収益率(%)=100×(a-b)÷b

a=各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、2015年については、2015年2月末日の受益証券一口当たり純資産価格

b=当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格(分配額の額)

ただし、2006年については、当初申込期間の申込価格(100ユーロ)

(注2) 2006年については、運用開始日(2006年3月31日)から2006年12月31日までの収益率。

2015年については、2015年1月1日から2015年2月末日までの収益率。

2 販売及び買戻しの実績

平成27年2月末日前一年間におけるファンドの販売および買戻しの実績ならびに平成27年2月末日における発行済口数は、次の通りである。

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド(米ドル・クラス)

販売口数	買戻口数	発行済口数
1,565.32 (0)	292,807.33 (37,118.90)	342,927.79 (52,642.33)

(注1) ()の数字は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

(注2) 上記の販売口数、買戻口数および発行済口数には、平成27年2月27日付の取引口数は含まれていない。以下同じ。

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド(ユーロ・クラス)

販売口数	買戻口数	発行済口数
37.04 (0)	5,712.30 (0)	5,642.19 (1,172.62)

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ガーンジーにおける諸法令および英国会計基準に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである (ただし、円換算部分を除く。) 。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等 (公認会計士法 (昭和23年法律第103号) 第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。) の監査を受けていない。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、便宜上、平成27年2月27日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1米ドル = 119.27円) が使用されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

H S B C トレーディング・アドバンテージ・ファンド

連結貸借対照表

2015年1月31日現在

(未監査)

	2015年1月31日		2014年7月31日	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
資産				
組入投資有価証券	86,248	10,287	94,990	11,329
流動資産：				
債権	53	6	121	14
現金および預金残高	54	6	270	32
	<u>107</u>	<u>13</u>	<u>391</u>	<u>47</u>
資産合計	<u>86,355</u>	<u>10,300</u>	<u>95,381</u>	<u>11,376</u>
控除：				
債務：一年以内に期限の到来する金額	(7,456)	(889)	(6,831)	(815)
負債合計	<u>(7,456)</u>	<u>(889)</u>	<u>(6,831)</u>	<u>(815)</u>
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	<u>78,899</u>	<u>9,410</u>	<u>88,550</u>	<u>10,561</u>

	2015年1月31日	2014年7月31日	2014年1月31日	
発行済買戻可能参加受益証券口数 (口)				
米ドル・クラス	348,959.96	422,501.07	648,940.22	
ユーロ・クラス	6,627.81	9,204.71	11,317.45	
スターリング・クラス	2,959.42	2,999.07	7,437.42	
インスティテューショナル (スイスフラン) クラス*	-	-	122,111.01	
ユーロ・ヘッジ・Rクラス	3,439.50	4,872.04	7,131.76	
米ドル・Rクラス	27,516.23	43,658.66	68,210.74	
スターリング・Rクラス	122,579.97	159,922.85	246,636.28	
一口当たり純資産価格				
米ドル・クラス	米ドル	152.75	132.52	126.86
ユーロ・クラス	ユーロ	138.56	119.80	114.61
スターリング・クラス	英ポンド	147.98	127.78	122.37
インスティテューショナル (スイスフラン) クラス	スイスフラン	-	-	89.24
ユーロ・ヘッジ・Rクラス	ユーロ	107.39	92.45	88.04
米ドル・Rクラス	米ドル	109.68	94.77	90.27
スターリング・Rクラス	英ポンド	110.75	95.18	90.58
純資産総額				
米ドル・クラス	千米ドル	53,301	55,987	82,319
ユーロ・クラス	千ユーロ	918	1,103	1,297
スターリング・クラス	千英ポンド	438	383	910
インスティテューショナル (スイスフラン) クラス	千スイスフラン	-	-	10,896
ユーロ・ヘッジ・Rクラス	千ユーロ	369	450	628
米ドル・Rクラス	千米ドル	3,018	4,137	6,157
スターリング・Rクラス	千英ポンド	13,575	15,221	22,338

* インスティテューショナル (スイスフラン) クラスは2014年4月30日にすべて償還された。

連結総収益計算書
2015年1月31日に終了した6か月間
(未監査)

	自2014年8月1日 至2015年1月31日		自2013年8月1日 至2014年1月31日	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
純キャピタルゲイン / (ロス)	9,767	1,165	(82)	(10)
財務費用 : 支払利息	(39)	(5)	(28)	(3)
運用費用	(675)	(81)	(1,199)	(143)
純費用	<u>(714)</u>	<u>(85)</u>	<u>(1,227)</u>	<u>(146)</u>
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 投資活動による純資産の純増加 / (減少)	<u>9,053</u>	<u>1,080</u>	<u>(1,309)</u>	<u>(156)</u>

買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の連結変動計算書
2015年1月31日に終了した6か月間
(未監査)

	自2014年8月1日 至2015年1月31日		自2013年8月1日 至2014年1月31日	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
期首現在買戻可能参加受益証券保有者に 帰属する純資産	88,550	10,561	196,456	23,431
買戻可能参加受益証券発行および買戻し による変動 :				
発行受領額 / 未収額	454	54	9,437	1,126
控除 : 買戻支払額 / 未払額	<u>(19,158)</u>	<u>(2,285)</u>	<u>(63,208)</u>	<u>(7,539)</u>
	(18,704)	(2,231)	(53,771)	(6,413)
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 投資活動による純資産の純増加 / (減少)	<u>9,053</u>	<u>1,080</u>	<u>(1,309)</u>	<u>(156)</u>
期末現在買戻可能参加受益証券保有者に 帰属する純資産	<u>78,899</u>	<u>9,410</u>	<u>141,376</u>	<u>16,862</u>

(2) 投資有価証券明細表等

H S B C トレーディング・アドバンテージ・ファンド

投資有価証券明細表

2015年1月31日現在

証券銘柄	保有高	時価 千米ドル	純資産総額 比率
ミューチュアル・ファンド			
米ドル (2014年7月31日: 107.27%)			
AHL (Cayman) SPC - Class A1 Evolution USD Shares	9,042,354	13,960	17.69%
Blue Trend Fund Ltd. - Class B GSY	2	1	0.00%
CCP Quantitative Fund Ltd. - Aristarchus Class	4,688	10,841	13.74%
Crabel Fund SPC Ltd. - Segregated Portfolio - Series 95	8,009	8,026	10.17%
Discus Non US Side Holdings Ltd. - Class S	11,076	-	0.00%
Tewksbury Investments Fund	826	14,978	18.98%
Transtrend Fund Alliance - Omnitrend Plus (USD)	2,424	8,899	11.28%
Two Sigma Investment Fund Ltd. - Class A	9,000	9,044	11.46%
Two Sigma Compass Enhanced Cayman Fund Ltd. GSY	6,636,000	5,520	7.00%
Winton Futures Fund Ltd. - Class B	14,302	14,979	18.99%
組入投資有価証券		86,248	109.31%
純流動負債		(7,349)	(9.31%)
純資産総額		78,899	100.00%
ポートフォリオの分類			ポートフォリオ における比率
上場有価証券			100.00%
			100.00%
投資先別配分			
2015年1月31日現在			
マネージド・フューチャーズ			100.00%
合計			100.00%

重要なポートフォリオの変動の概要
2015年1月31日に終了した6か月間

購入

銘柄	額面保有高	取得原価 千円ドル
Two Sigma Compass Enhanced Cayman Fund Ltd. GSY	6,636,000	6,636

売却

銘柄	額面保有高	手取額 千円ドル
Blue Trend Fund Ltd. - Class A GSY	18,377	5,687
Blue Trend Fund Ltd. - Class B USD	15,755	4,461
Blue Trend Fund Ltd. - Class B GSY	14,936	4,363
AHL (Cayman) SPC - Class A1 Evolution USD Shares	2,970,960	4,000
Winton Futures Fund Ltd. - Class B	3,753	3,500
Transtrend Fund Alliance - Omnitrend Plus (USD)	664	2,100
Tewksbury Investments Fund	113	2,012
Crabel Fund SPC Ltd. - Segregated Portfolio - Series 95	1,356	1,300
CCP Quantitative Fund Ltd. - Aristarchus Class	306	500

* 重要なポートフォリオの変動は、期首現在のファンドの純資産総額の1%を超える有価証券の購入額または売却額と定義されている。いかなる場合も、少なくとも購入および売却の上位20銘柄が表示されなければならない。

H S B C ユニ・フォリオは、1999年7月23日付信託証書に基づき設定され、現在1本のサブ・ファンド、H S B C トレーディング・アドバンテージ・ファンドにより構成される。信託証書の条項に基づき、管理会社および受託会社は、随時一または複数のサブ・ファンドを設定することができる。H S B C ユニ・フォリオの英文目論見書最新版の写しは、管理会社に請求することにより入手できる。さらに、H S B C ユニ・フォリオのサブ・ファンドに関する直近で入手可能な未監査連結中間財務書類および監査済連結年次財務書類全文の写しは、管理会社に請求することにより入手できる。

2014年7月31日終了年度の監査済報告書および財務書類全文の写しは、管理会社または受託会社に請求することにより無料で入手できる。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

資本金の額 平成27年2月末日現在、100,000英ポンド(約1,840万円)

(注)英ポンドの円貨換算額は、平成27年2月27日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=183.95円)による。

発行済株式総数 100,000株、

管理会社は、100,000株の授権株式資本のみ発行することができ、全株発行済みである。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、ファンドおよび受益者のために、証券の売買および申込みならびにファンド資産に直接または間接的に属する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

管理会社は、HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドに投資助言サービスの提供を委託している。また、管理会社は、管理事務代行会社であるステート・ストリート・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドにファンドの管理事務代行業務を委託している。受託会社は、保管受託銀行であるステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ(アイルランド)リミテッドにファンドの資産の受託保管を委託している。

管理会社は、平成27年2月末日現在、以下のとおり、9本の投資信託(合計純資産総額6,666.9百万米ドル)の管理・運用を行っている。

ファンド名	国名	基本的性格	純資産総額 (百万米ドル) (平成27年2月末日 現在)
HSBC ポートフォリオ・セレクション・ ファンド (HSBC Portfolio Selection Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ 型ユニット・トラスト	2,102.5
HSBC ユニ・フォリオ (HSBC Uni - Folio)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ 型ユニット・トラスト	78.2
HSBC オルタナティブ・ポートフォリオ (HSBC Alternative Portfolio)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ 型ユニット・トラスト	0.0
HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ ファンド (HSBC Alternative Strategy Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ 型ユニット・トラスト	109.5
HSBC UCITS アドバンテージ・ファンド (HSBC UCITS AdvantEdge Fund)	アイルランド	UCITS型投資信託	180.0
HSBC プライベート・バンク・ワールド・ ファンズ・ピーエルシー (HSBC Private Bank World Funds plc)	アイルランド	UCITS型投資信託	0.0
BFC バリュー・チェーン・ファンド (BFC Value Chain Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ 型ユニット・トラスト	15.1
ザ・エルミタージュ・ファンド (The Hermitage Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍ユニット・ トラスト	0.0
プライベート・エクイティ・シンジケート (Various Private Equity Syndicates)	ガーンジー	ガーンジー籍ユニット・ トラスト	4,181.6

(3) その他

本書提出前 6 か月以内において、訴訟事件その他管理会社、ユニ・フォリオおよびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

(注) 下線の部分は訂正部分を示します。

第二部 ファンド情報

第 1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(5) 開示制度の概要

< 訂正前 >

日本における開示

(中略)

(口) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証券を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で日本における販売会社または販売取扱会社を通じて投資を行った日本の受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のユニ・フォリオの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

< 訂正後 >

日本における開示

(中略)

(口) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証券を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で日本における販売会社または販売取扱会社を通じて投資を行った日本の受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のユニ・フォリオの運用報告書 (交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書) は、日本の知れている受益者に交付される。

2 投資方針

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(中略)

(ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、源泉分離課税となり、20.315%(所得税(復興特別所得税を含む。以下同じ。)15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了するが(平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)、この場合、支払調書は提出されない。

(ハ) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。))または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。

(中略)

<平成28年1月1日以後の課税上の取扱いについての注記>

平成28年1月1日以後、公募外国公社債投資信託については、以下のような課税上の取扱いとなる。

(中略)

(ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、平成28年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。Iにおいて、以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

(中略)

(ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、平成28年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一だが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(中略)

本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

(後略)

<訂正後>

日本

平成27年4月30日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(中略)

(ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、源泉分離課税となり、20.315%(所得税(復興特別所得税を含む。以下同じ。)15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了するが、この場合、支払調書は提出されない。

(ハ) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。)または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。

(中略)

<平成28年1月1日以後の課税上の取扱いについての注記>

平成28年1月1日以後、公募外国公社債投資信託については、以下のような課税上の取扱いとなる。

(中略)

(ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、平成28年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。Iにおいて、以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

(中略)

(ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、平成28年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(中略)

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

(後略)